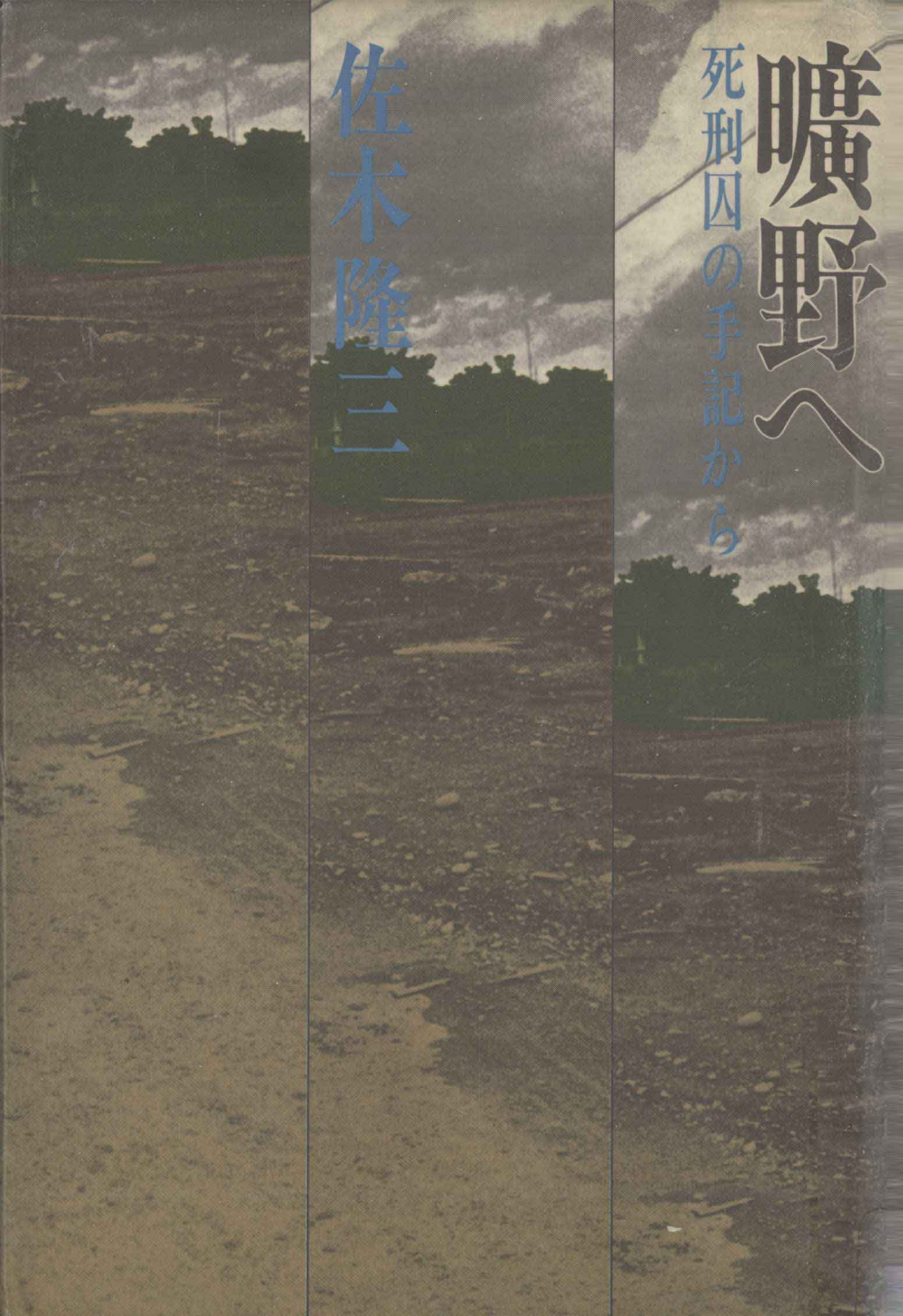


曠野へ

死刑囚の手記から

佐木隆三



曠野へ

死刑囚の手記から

佐木隆三

講談社

曠野へ 死刑囚の手記から

一九七九年四月一六日第一刷発行

著者——佐木隆三 さきりゅうぞう

© Saki Ryuzo 1979, Printed in Japan



発行者——野間省一

発行所——株式会社講談社

東京都文京区音羽二—三—三 郵便番号二三 電話東京〇三—九四—二二 振替東京—五〇

印刷所——豊国印刷株式会社 製本所——藤沢製本株式会社

定価——八五〇円

落丁本・乱丁本はおとりかえいたします。

曠野へ

死刑囚の手記から

装
幀·山
岸
義

昭和五十二年六月八日（水曜）。福岡高等裁判所は、一通の文書を、受理した。それは、一審における死刑判決に対し、控訴を申し立てていた、被告人からのものであった。

控訴申立取下書

小倉拘置所在監

川辺敏幸

私は、強盗殺人・殺人・同未遂・覚せい剤取締法違反・公務執行妨害・銃砲刀剣類所持等取締法違反・火薬類取締法違反・被告事件について、昭和五十二年三月三十日福岡地方裁判所小倉支部に於いて死刑を宣告されておりますが、この言い渡しに対し別に不服とは思っており、寧ろ身をもって罪の償いが出来ると云う事を望みこそすれ、控訴などして生き長らえようとは、初心より考えておりません。

依ってこのたびの控訴申立書なる書面提出は、弁護士独断によるものであり、私が関知せぬところであります。国選弁護人とは云え最後まで力を出して頂くのはありがたいのですが、心外の事であり、甚だ迷惑に思う次第です。

この様な訳けで、弁護士提出による控訴申し立書の取り下げを、御願ひ致します。

昭和五十二年六月七日

福岡高等裁判所御中

川辺敏幸^印

北九州市の暴力団・三代目大菊組組員の川辺敏幸が逮捕されたのは、昭和五十年六月十八日であった。

川辺は前日の六月十七日午後三時すぎ、市内戸畑区のアパートで、おなじ三代目大菊組の若頭補佐を、ピストルで射殺していた。そして、大型外車を運転して逃げる途中に、立ち寄った民家の主婦をも、射殺した。

白昼、連続して二人を殺した川辺は、通りかかったライトバンの車を止め、小倉北区へ走らせ、バーやクラブが密集する紺屋町で降り、行方をくらました。ただちに警察は、緊急配備し、小倉を中心に、市内の旅館やホテルの検索をおこなったものの、それらしい男は見つからない。しかし、目撃した若頭補佐の妻の証言で、犯人が川辺であることが分り、指名手配になったのである。

強盗・傷害等前科四犯の川辺敏幸は、このとき、三十歳であった。

彼は、つい二カ月前の昭和五十年四月二十四日、六年の刑をつとめた福岡刑務所から、出たばかりなのだ。出所るときは、母親が出迎えている。そして、いったん母親が住む大分市に帰ったのだが、いつのまにか北九州市へ出て、戦闘部隊として知られる、三代目大菊組に入っていた。さっそく、立回り先として、母親の住居が手配され、大分署員が、小さなアパートを包囲した。母一人子一人、川辺の身よりといえ、ここしかないのだった。

しかし川辺は、小倉に居た。彼は女連れで、砂津川べりのホテル『司』にひそんでいたのである。商っている覚醒剤を、このときも、持っていた。女に注射し、自らも多量に入れ、激しく性の快楽をむさぼっているさなか、発見されたのだ。

この発見は、偶然だった。午後四時すぎ、ホテル『司』に現われたとき、彼らは休憩料金しか払っていない。だから午後十一時になって、部屋係が泊るつもりかどうかを問合せたら、「文句があるなら警察に言え！」との怒鳴り声が出たのである。ホテルからの連絡で、小倉北署員が駆けつけ、川辺かどうかを確かめようとしたら、返事のかわりに、ピストルを一発ぶっ放した。それが、六月十八日午前零時半くらいだった。戸畑区で二人を射殺したのが、45口径ピストルであることは、現場に落ちていた薬莖から、割出されている。実弾を何発持っているか、ちょっと見当はつかないが、凶暴な犯人がこれからなにをしかすか分らない。

十八日午前二時三十分ごろには、北九州市警察部機動隊の三個小隊をふくむ、三百人の警官が、

ホテル『司』を完全に包囲した。防弾チョッキに身を固め、防爆楯も用意し、投光器で川辺がひそんでいる部屋を照らしたのであった。その投光器めがけて、ときどき、銃身の長いコルト45口径で、発砲する。銃撃戦というのとはちがうけれども、付近の住民は一時的に避難して、緊迫した空気につまれていゝうちに、夜が明けた。

包囲網の中で、こうして六発ピストルを発砲し、悠々と風呂につかってから、川辺は投降した。午前七時十五分すぎ、実包一発入りのピストルを、女に持たせて先に出し、

「自殺用に一発残しておったのに、死ねなかった……」

と言つて、手錠をかけられたのである。

逮捕された川辺は、戸畑署にもうけられた捜査本部で、さっそく取調べを受け、すらすらと、犯行を認めた。若頭補佐の射殺は、覚醒剤取引をめぐるもつれ、主婦の射殺は、匿まってくれなかったため……と供述した。

ただ、逮捕の翌日の夕方になって、川辺は思いがけない供述をした。寄住先の小倉北区城野のマンションに、死体が二つあることを、教えたのである。その死体は、三代目大菊組組長の舎弟原口勝也と内縁の妻で、いずれも刺殺されていた。

そもそも川辺が、北九州市戸畑区に事務所を置く、三代目大菊組に加わったのは、組長の舎弟に誘われてのことだった。事務所を出て、大分市の母親のところで一晩だけ泊り、すぐに小倉へ来た。そして、城野のマンションに、寄住したのである。組長の舎弟は、組員にとっては、「おじぎ」

である。その威光の下で、羽振りのよかった川辺が、こともあろうに、「自分がやった」と供述した。マッシュンで同居しているうちに、つい、「姐さん」と体の関係が生じ、それが「おじき」に発覚したものだから、二人を同時に脇差で刺し殺したというのだった。

計四人を、連続して殺している。川辺はすべて、その事実を認め、冒頭の取下書にあるように、強盗殺人・殺人・同未遂・覚せい剤取締法違反・公務執行妨害・銃砲刀剣類所持等取締法違反・火薬類取締法違反の罪で、起訴されたのであった。

裁判は、福岡地裁小倉支部で、おこなわれた。

昭和五十年九月三日の、第一回公判らしい、被告席の川辺が、どこかさっぱりしたような顔つきなので、新聞は、「ふてぶてしい態度」「不敵な笑い」と書いた。

公判廷における審理は十四回で、事実関係を争わない刑事事件としては、回数が多いほうだった。これはピストルの入手方法などの点でくるくる供述を変えたからである。

昭和五十二年二月十六日の第十四回公判で、検察官は「少年時代から凶悪犯罪を繰り返しており、矯正の見込みは全くなく、被害者の遺族も極刑を望んでいる」として、死刑を求刑した。

弁護人は、「おじき」殺しが強盗殺人になっているのは、殺人と窃盗であるべきであり、またホテル籠城の際の発砲が、起訴状において殺人未遂とされ、「警察官を射殺して逮捕を免れようと決意し」とある点に、大いに疑問を投げかけた。

——被告人は取調段階において、通常の被疑者、被告人にはみられない特別扱いの待遇を受けて

いたことは、公判廷における警察官の証言や、被告人の直接の証言で明きらかであり、このことは完全な利益誘導とはいえないにしても、取調官が何でもいうことを聞いてくれるから、あるいは取調官がよろこぶから、「あんたのいいように書きなさい」と言っただけの証言自体を裏づけるに足り、被告人の調書のうち、被告人の不利益事実についての供述すべてが、真実被告人の供述であると断定することはできない。取調室という密室において長期間面接していれば、当然ある種の友情、あるいは互いに好意を持つようになるのは自然の情であって、死刑を覚悟している被告人としては、特にこの点の感情が強かったものであらう（最終弁論要旨から）。

駆引きに^た長け、したたかな悪党ぶりを発揮するかと思えば、ひどく人なつこく、相手の言いなりになる……。この点は、川辺にふれた者が、一様に認めるところである。犯行当時とうてい被告人は正常な精神状態だったとはいえず、殺さねば殺されたらう大菊組の組員としての生活環境や、覚醒剤の影響をあげた。このことは、情状として充分考慮に値いし、被告人が反省していることでもあり、「死刑の判決だけは断乎として反対せざるを得ない」と述べた。

被告人は、なにか言うことはないかと裁判長に問われて、微笑して発言した。

「死刑は望むところです。出来ることならこの首を、遺族の方に打たせてあげたい」

こうして昭和五十二年三月三十日、判決公判を迎えた。きちんと頭髪を七・三分けにし、チエツクのジャケットにオープンシャツの被告人は、いつものように、満員の傍聴席を見て、ニヤッと笑

った。

午前十時、裁判長が開廷を宣し、

「被告人前へ……」

と言った。

判決言い渡しの際は、被告人は起立していなければならない。しかし、判決文が長文のばあい、朗読に時間がかかる。裁判長によっては、主文を朗読した後は「着席してよろしい」と、配慮する。

だがこの日は、主文よりも、判決理由が先になった。このことで司法記者は、いちはやく死刑判決を察知した。先に主文を言い渡したのでは、被告人が動揺して、最後まで聞かない。そのため、死刑判決のばあいは、主文を後回しにする習慣がある。裁判長は、まず、被告人の生いたちから述べはじめた。

「ちょっと、お願いがあります」

突然、川辺が言った。朗読をはじめたばかりの裁判長は、きつとなって、告げた。

「静かに聞きなさい」

「聞きますが、ずっと立っておるのは、しんどい。長うなるんでしょ？」

「しかし……」

「じつは私は、椎間板ヘルニアで、腰が痛うしてたまらんです。失礼して、椅子にかけさせてく

れんですか」

これは切実な要求とは見られず、新聞に「ふてぶてしい態度」と書かれることになった。とまれ要求は容れられ、被告人は看守にはさまれて、長椅子に坐って朗読を聞いた。

——被告人は年齢三十歳になるまでの間に少年院及び刑務所を通じて、約九年余にわたる矯正処遇を受けてきたが、その犯罪的危険性が改善されなかったばかりか、かえって救いたいものになったことがうかがわれる。弁護人は、被告人が深く反省していると述べた。われわれは本件を担当して約一年、毎回の法廷における被告人の一挙一動、かすかな表情の動きにも注視しつつ、被告人が人間の命の尊さを自覚し、真に自己の行為を反省、悔悟し、さらにその情が大きく、かつ深くなることを期待しながら審理を続けてきたが、被告人の法廷における態度から、反省悔悟の情の程度を推しはかることは困難である。なるほど被告人は最終陳述で、できるなら被害者の家族の方にうたれてやりたいと述べたが、他人の命もさることながら、自己の命を強くいとおしむ心情を抱いて、初めて人間の命の尊さを自覚できるのではないか。もとより被告人の性格的偏倚は、父から受け継いだ遺伝的負因と、幼少時における不遇な家庭環境にその大きな原因があることがうかがわれるので、この点では被告人のみを非難するのは相当でない。しかし被告人に自己変革の意思さえあれば、少くとも本件のような犯罪を犯す傾向を改善し、さらに払拭することも可能だったはずである。しかし、被告人の仮出所後の生活は、まさに無法かつ利那的である。弁護人は、本件が多量の覚醒剤使用による異常な精神状態での犯行と強調するが、被告人が覚醒

剤中毒により精神障害を来していた事実はうかがわれないし、覚醒剤の影響により、もともと自己中心的な性格の被告人が猜疑的傾向を強めたことも否定できないものの、それが著しく性格的偏倚をもたらして被告人を犯行にかりたてたものとは認められない。裁判所は被告人に有利な情状をできるだけ詮索したつもりである。被告人の母は仮出所してきた被告人のために働き口を見つけていたのにその期待を裏切られたが、今なお被告人の身を案じていることがうかがわれるし、被告人もまた母親に対しては格別の感情を抱いているようである。しかしながら、以上に述べてきた事情のほか、その他の諸事情を考慮すると、当裁判所はその職責上被告人に対しては、死刑を選択するのを相当であると認め、主文の刑に処する次第である。

「被告人は前へ」

ふたたび起立を命ぜられ、川辺敏幸は、前へ進み出た。あいかわらず微笑して一礼し、背筋を伸ばして、裁判長の顔を見た。

「主文。被告人を死刑に処す」

言い渡されると、彼はすぐに、はっきりした口調で答えた。

「ありがとうございます」

そして右側の、弁護人席のほうを向き、同じことを言い、頭を下げた。

「なお、判決に不服のばあい……」

裁判長は、刑事訴訟法第三百五十一条により、上訴の道が残されていることを告げようとした

が、被告人は上体をねじって傍聴席を見て、ニヤッと笑った。

閉廷すると、彼は弁護士に対して、ていねいにお辞儀をし、

「ありがとうございます」

と言った。そして、徒歩でも二、三分の小倉拘置所へ、護送車に乗せられて、帰った。

弁護士は、ただちに、控訴手続きをとることにした。

裁判に不服のある者は、上訴することが出来る。これは「上級の裁判所」に対する、不服申立ての制度であり、第二審あるいは第三審の、審査の機会がもたらされるのである。この上訴には、控訴と上告と抗告の、三種類がある。控訴と上告は、裁判所の判決に対する不服申立法であり、抗告は裁判所の決定に対する不服申立法なのだ。

福岡地裁のばあい、上級の裁判所は、福岡高裁だから、十四日以内に手続きをする必要がある。た。

刑事訴訟法第三百五十一条によれば、〈上訴権者〉は、検察官または被告人となっている。処罰を要求する者と、処罰される立場の者——それ以外の者は、判決にいくら不服でも、裁判に不服を申立てることは出来ない。しかし同三百五十五条には、〈原審における代理人又は弁護士は、被告人のため上訴をすることができる〉とある。

弁護士としては、自分が上訴権をもっているわけではないが、いわば職権である。川辺敏幸が「控訴しない」と公言する前に、すみやかに手続きを済ませたかった。なぜなら、同三百五十六条

は、前三条の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができないとある。川辺は、「死刑を覚悟しています」と、法廷でもくりかえしているが、これはもとより、ならん控訴の妨げになるものではない。判決のとき、控訴の道があるから、よく考えなさい、とわざわざ裁判長が言っている。だから、判決言い渡しの翌日から十四日間の、控訴提起期間がもうけられている。

とまれ弁護士は、閉廷後ただちに、福岡地裁小倉支部で、控訴申立の手続きをとった。弁護人には、被告人とは独立して、被告人のために上訴する権利があると考えたからだ。このばあい、控訴申立書の宛名は、福岡高裁であるが、差し出すのは、さきほど死刑判決を言い渡した、福岡地裁小倉支部でなければならぬ。なぜなら、控訴がなされねば、ただちに刑が確定する。提起期間ギリギリになって、当事者が決めることがあるから、第一審の裁判所が、いちはやく知らねばならないからである。

「控訴趣意書は、いずれ……」

川辺の弁護士は、そう告げて、裁判所を出た。表通りを、西鉄の路面電車が、ノロノロ走っている。下り電車は、日豊本線を跨ぐ高架の、急坂を昇らねばならない。弁護士は、わけもなく、立ちどまった。出来ることなら、このまま家へ帰り、熱燗でぐいっとやって、眠りたい。ふつう手がけているのは民事のほうだが、なにごとく勉強だと、刑事も引受ける。ところがこんどのは、官選が回ってきて、四人も殺した事件で、あっさり死刑判決だった。

弁護士は、下り電車と同じ方向へ、ノロノロと歩いた。裁判所の隣りが、検察庁で、その横に拘

置所ビルがある。このビルは、三階から上が監獄になっているのが、ユニークなところだ。差入屋があり、食堂があり、左へ曲がると売店があつて、面会受付所である。

面会カードに川辺敏幸と記入していたら、

「やっぱり、でしたね」

と、窓口の女子職員がささやいた。

こういう情報は、非常に早い。おそらく、拘留所の収容者のほとんどが、わずか三十分ほど前に言い渡された死刑判決を、もう知っているだろう。

たがいに無言で、待っていたら、

「先生、どうぞ」

と、看守が呼んだ。

面会室で待っていた川辺は、閉廷直後とおなじように、頭を下げて礼を言った。

「ほんとうに、先生には、ようしてもろたです。こげな者のために、貴重な時間を浪費させて、申し訳ないです」

それはいい、仕事なのだ。所属の弁護士会あてに、裁判所から依頼が来て、順番で官選を引受けることになっている。むろん拒否するのは自由だし、順番でなくても、進んで引受けるばあいもある。

「私の力が足りなかったばかりに、最悪の判決が出てしまった……」